

(案)

落雪防止仮設外壁等設置業務委託契約書

委託業務の名称 落雪防止仮設外壁等設置業務
業務内容 落雪防止のための仮設外壁等の設置
契約金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
履行期限 令和6年3月31日
契約保証金

福島県立南会津病院（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
は、落雪防止仮設外壁等設置業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲の正面玄関キャノピー等に、落雪防止のため仮設外壁等を設置し、来院者の安全および利便性が確保されるよう、適正な管理を行うものとする。

（設置期間）

第2条 落雪防止仮設外壁等（以下「仮設外壁等」という。）の設置については、契約締結日から令和5年11月30日までに設置を完了することとし、令和6年3月31日までに撤去を完了することとする。

2 設置及び撤去の日程については原則休日に行うものとするが、詳細は甲乙協議のうえ決定することとする。

3 乙は甲に業務完了報告書を速やかに提出するものとする。

（設置場所および内容）

第3条 仮設外壁等の設置場所および内容については、次の各号および別紙図面に定める箇所とする。

（1）落雪防止仮設外壁

甲正面玄関キャノピー両側面（H3m×W4.7m=14.1㎡）に、足場パイプ組、合板ベニヤ板取付けを行う。

（2）窓ガラス破損防止用ハメ板

甲窓ガラス8箇所計18枚（1階2箇所、2階4箇所、3階2箇所）に、窓ガラス破損防止用ハメ板取付けを行う。

なお、窓枠組に歪みがある箇所については、歪みを矯正の上施工すること。

2 落雪防止仮設外壁については、甲が所有するコンパネ等により設置する。塗装については白とするが、必要に応じて甲乙協議のうえ決定すること。

3 窓ガラス破損防止用ハメ板については、甲が所有しているものを使用する。

4 撤去までの期間に修繕が必要となった場合、修繕方法及び費用負担等については甲乙協議の上これを決定する。

(注意義務・信義誠実の原則)

第4条 乙は、甲の指示に従い、常に善良なる管理者として、注意をもって誠実に委託業務を実施しなければならない。

(費用負担及び支払方法)

第5条 合板ベニヤ板・ハメ板以外の諸材料および撤去費用については、乙が負担する。

2 乙は、終了後、甲の確認を受けたのち、契約金額を請求するものとする。

3 甲は前項の請求書を受理した場合、30日以内に支払わなければならない。

(損害負担)

第6条 乙は設置業務の実施にあたり、故意または過失によって甲の管理する建物、機械器具、備品等を破損したとき、並びに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。

(免責)

第7条 乙は次の各号に定める損害については、賠償の責めを負わない。

(1) 天変地異、その他不可抗力による場合

(2) 建造物若しくは設備の瑕疵、または甲の管理上の瑕疵に起因する場合

(3) 乙の設置業務実施中の際の甲の職員、第三者による故意または過失による場合

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。

(2) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 乙が解除を申し出たとき。

(4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は業務委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。

3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

4 甲が第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。

（契約の変更）

第9条 甲は必要があるときは、この契約を変更し、または一時中止させ若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において契約金額を変更する必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において乙が損害を受けた場合、甲はその損害を賠償しなければならない。この際の賠償額については甲乙協議して定めるものとする。

（違約金の徴収）

第10条 乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から年2.5%の割合で計算した利息（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）を付した額を乙から徴収する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利または義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請をさせてはならない。

(代表者変更の届出)

第12条 乙が代表者の名義を変更するときは、遅滞なく名義変更に関する登記簿謄本その他これを証する書面を添えて、甲に届けなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(談合による損害賠償)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第8条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

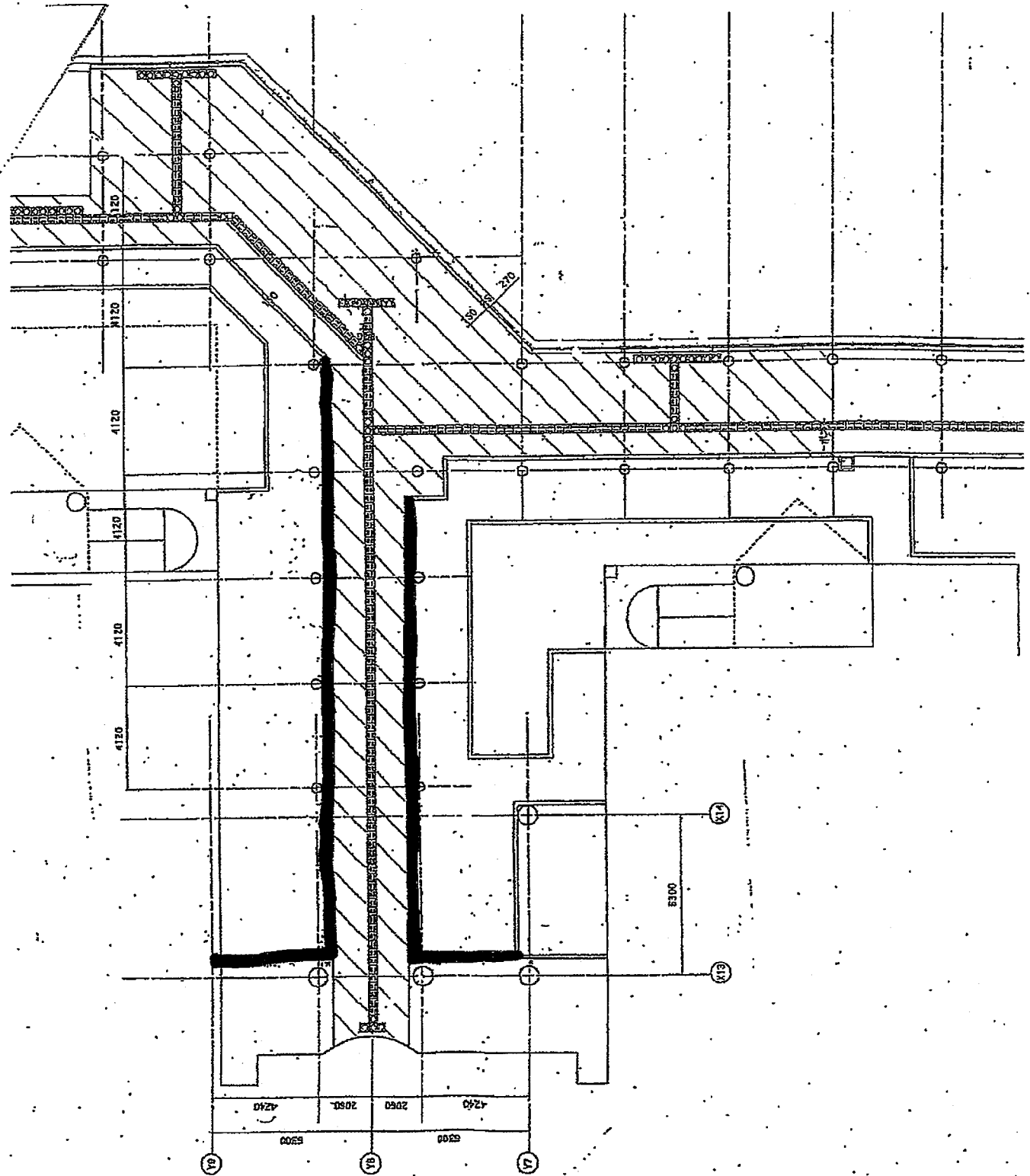
甲 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1

福島県立南会津病院 院長 松井 遵一郎

乙

別紙 図面

落雪防止仮設外壁 設置場所



南会津病院正面玄関

